

# 第1回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

日 時 平成23年11月7日（月） 午後2時～午後4時10分

場 所 京都JA会館（京都市南区）

出席者（五十音順、敬称略）

## 1 委 員

大橋 仔志栄（京都市民生児童委員連盟理事）  
岡山 佳代子（上下水道モニター）  
奥原 恒興（京都商工会議所専務理事）  
小林 由香（税理士）  
藤井 秀樹（京都大学教授（大学院経済学研究科））  
松明 淳（社団法人日本水道協会調査部長）  
水谷 文俊（神戸大学教授（大学院経営学研究科））  
安田 桂子（京都市地域女性連合会常任委員）

## 2 京都市（上下水道局）

管理者、次長、技術長、総務部長、総務部経営改革担当部長、  
総務部お客さまサービス推進室長、技術監理室長、水道部長、下水道部長

## ○ 事務局（総務部総務課）

次 第

### 1 開 会

- (1) 京都市あいさつ
- (2) 委員及び上下水道局出席者の紹介
- (3) 委員会設置要綱について
- (4) 委員長・副委員長の選任
- (5) 委員長あいさつ
- (6) 会議の公開について

### 2 京都市の上下水道に関する説明等

- (1) 上下水道事業について
- (2) 上下水道料金制度について
- (3) その他

### 3 審 議

### 4 今後の予定

### 5 閉 会

## 内 容

### 1 開 会

#### (1) 京都市あいさつ

公営企業管理者上下水道局長 西村 京三

#### (2) 委員及び上下水道局出席者の紹介

#### (3) 委員会設置要綱について

事 務 局： 資料の説明（資料1）

#### (4) 委員長・副委員長の選任

- 委員互選により藤井委員を委員長に選任
- 藤井委員長の指名により水谷委員を副委員長に選任

#### (5) 委員長あいさつ

委 員 長： ただいま、京都市上下水道料金制度審議委員会の委員長を拝命した。これから約1年間皆さんと京都市の上下水道料金制度の在り方について検討を行ってまいりたい。どうかよろしくお願ひする。

京都市の料金制度の枠組みは昭和56年から30年、大きく変わっていない。昭和56年というと、日本経済がバブル経済を経験する以前の話であり、その後、激動の歴史をたどってきたということは皆さん御承知のとおりである。例えば、経済がグローバル化し、金融化し、IT化が進んだ。インターネットでどんな情報も手に入るため、日常生活で多くの人が新聞を読まなくなる、メールが便利であり、郵便を使わなくなるなど、その様な形で、市民の皆さんのライフスタイルは大きく変化している。また、京都市の上下水道事業では、下水道の整備が進み、ほぼ普及が完了したと聞いている。建設の時代から維持管理の時代に移行したことである。そうしたことでも踏まえ、審議していかなければいけない。他方、市民の皆さんの節水意識の浸透、地下水利用の拡大、少子高齢化等の影響により、構造的、傾向的に水需要が減少している。30年間たまってきた宿題の答えを、これから我々が考え、見つけていかなければならない。どこが問題かということは、1年かけて審議していくわけであり、本日の時点では軽々に申し上げられないが、30年間大きな見直しがなかったということは、適正な姿ではないだろうと考えている。

水需要の減少傾向や市民の皆さんのライフスタイルの変化、水需要の構造変化にどう対応するかということを念頭に置きつつ、30年間の大きな変化をしっかりと見ながら、制度の本旨や理論の原理・原則に立ち返り、審議をしていく必要がある。

今日の社会状況等を踏まえたうえで、料金制度の在り方について、これから1

年間審議してまいりたいと考えており、委員の皆さんの御協力をお願いする。

(6) 会議の公開について

事務局： 資料の説明（資料3）

委員長： 本日の会議は公開とし、議事録については、後日公表することとする。

2 京都市の上下水道に関する説明等

(1) 上下水道事業について

事務局： 資料の説明（資料5－1 上下水道事業）

委員長： ただいま事務局から資料5を使って上下水道事業についての説明があった。個別の事業内容等を踏まえて、御意見があればお願いする。

委員： 1つ目に、2ページに法律の適用とあるが、水道事業は当然適用で、公共下水道事業は条例適用という説明があったが、この違いは何なのか教えてほしい。

2つ目に、3ページに地方公営企業の料金原則が書かれているが、一般会計繰入金について、管理者や市長にある程度の裁量が与えられているかどうか、また法的にどうなのかを教えてほしい。

3つ目として、9ページに水道管の耐用年数40年、下水道管が50年とあるが、最近の西京の事故の場合は耐用年数が総じてどれくらいであったのかを説明してほしい。

京都市： 1つ目の質問であるが、地方公営企業法で水道、交通等は当然適用、つまり初めから事業としては法を適用するよう定められている。それ以外に各都市の条例で適用できるもの、任意適用というものがあり、京都市の場合は公共下水道事業に対しても企業的なスタンスで運営すべきものとして、昭和30年から法律を全部適用している。これは都市によりまちまちであるが、全部適用し、なおかつ管理者制度まで適用しているところは少ない。下水道事業では、京都の他、東京、名古屋など、最近では川崎も全部適用している。その他は、近隣都市で言えば、大阪や神戸は財務にのみ適用しており、市長部局の中で運営されている。

京都については古くから全部適用しており、上下水道両方の事業を一人の管理者で運営するという管理者制度を適用している。

2つ目に、一般会計繰入については、総務省において毎年公営企業の繰出基準というルールを定めており、水道では、消火栓等の消防に関する経費については料金ではなく税金で負担する、といった様に詳細に決められている。また、下水道の場合には、設備上の問題から雨水と污水を一つの事業で実施しているが、雨水は原因者が特定できないため、当然一般会計すなわち税金で負担するというルールが定められている。これは任意ではなく、ルールに基づいたものであり、総務省の審査もある。一部都市においては、下水道事業というのは経費が掛かる事業であり、全て下水道使用料でまかなうと非常に多額な使用料となるため、任意の補助金として一般会計から下水道事業会計に繰入れをすることで使用料を抑え

ているところもある。ただ、京都市においてはルールどおりの負担区分に基づき事業を行っている。

洛西ニュータウンの水道管の件であるが、この管は布設後35、6年しか経過していない管であり、財産管理上の耐用年数でも40年であるということから見ても比較的古くない管である。この件は、やはり洛西ニュータウンの酸性土壌という非常に過酷で特殊な事情から発生したものではないかと考えている。しかし、この時期に布設した管については、事故の確率が徐々に上がっていくということは間違いないことであるので、管を計画的に新しいものに替えていくことが今後の大きな課題であると考えている。

委 員： 一般会計の繰入の場合は水道も下水道もルールどおり運営しているという話であったが、制度上はルールにないものを投入することも可能なのか。

京 都 市： それは認められているが、任意の繰出しをしているということで、一般会計に対する交付税措置等に影響する可能性はある。繰出基準そのものが全国的に統一したルールであるので、各都市の様々な事情により地方の判断で繰り出した場合について、国がどう対応するかは別問題である。実際には、過去において任意の繰出しをしていた時期もあるので、全くできないというものではない。

委 員 長： 料金制度に関わるのは、3点目の耐用年数であるが、維持管理をどのように計画的に進めていくのかということに関連している。料金制度に関連して言うと維持管理費、資産維持費をどのように考えていくのかという論点につながる質問であったと思う。

他の委員の皆さんはいかがか。

委 員： 委員からの洛西の水道管破損の話にも関連するが、特に下水道事業に関して、減価償却費が今現在約198億円となっている。恐らく、これは原則的な耐用年数に基づいたものと思われる。しかも、減価償却費の計算の元は、取得された時期の物価、取得価格に基づき行っているものと思われる。今後の資産維持費の算定においては、減価償却費を単純に見るのではなく、その先どのような設備投資が要るかということも詳細に見ていく必要があるのではないかと考える。

委 員 長： 今後の審議のための資料を準備していただきたいとの趣旨の発言だったと確認する。

委 員： そのことに関連して、京都市の水道施設の経年化状況、老朽化状況も併せて示していただきないと減価償却について見ていくことができないと思うので、経年化状況のわかる資料も出していただきたい。

委 員 長： これも関連資料の準備をお願いするという趣旨の御発言であったと思う。

減価償却は投資原価を期間配分して各期の費用とし、収益から投資資金を回収することで資本を維持するための会計手続である。この会計手続についてやや専門的な話題になっているが、要するに水道事業のような公益事業については、お金で資本を維持しても社会に貢献していることにはならず、専門的な言葉では実体資本維持というが、給付能力を維持することにより社会に貢献できる。したが

って、例えば30年前の100万円を維持しても、それは現在京都市民の皆様に安全で安心な水をコンスタントに供給するという話にはならない。そういった、名目資本維持でよいのかという御発言が委員からあった。それに関連しての発言は、正規の減価償却以外にも、長期にわたる資本設備の場合には老朽化が別途進むのであり、洛西の場合にはそういうことだったと思うが、そういう要素を含めて資料提供を求められたものであると思われる。

他に質問はないか。

委 員： 資料5の4ページ目の下の方に地域水道、特環下水道とある。地域水道とは簡易水道のことだと思うが、京都市には簡易水道はそれほどないと認識していた。平成28年度から統合という国の指導があるが、そうした簡易水道はどれくらいあるのか。

京 都 市： 詳細な施設の数については、今、資料を持ち合わせていないが、経緯について説明させていただく。京都市の場合、水道事業で実施する事業は収支計算することを前提としており、採算という観点を前提に置きながら給水区域を定めてきたが、いわゆる山間地域は市内中心部に比べて位置が高く、既存の施設では水道を供給できない地域が点在している。これらの地域についても、国民皆水道の観点から水道を普及させる必要があるということで、市の判断として、我々公営企業とは別に計画を立てて平成9年から事業を展開し、普及を完了させた。その後に京北町との合併があり、その地域の水道施設がかなり老朽化していたことから再整備事業を実施する必要が生じ、現在国の補助金を受けて事業を展開している。また、京都のもう一つの大きな山間地域である大原地域では、過去には民営水道として民間の水道組合が事業を展開していたが、昨年市に移管し、同様に補助金を受けて再整備事業を進めている。厚生労働省からは平成28年度までに水道事業と経営統合することを前提に事業認可を受けていることから、平成25年度から始まる次期5箇年計画の期間内に地域水道を統合する必要がある。

一方、下水道についても、京北地域や大原地域等において特定環境保全公共下水道という別な手法により市の事業として整備を進めている。これは国からの指導はないため次期計画において対応するという必要はないが、本市周辺の山間地域にはそういう事情がある。

委 員： それでは、平成28年を目標に、今ある小規模水道、簡易水道は全て上水道に統合されると理解してよいか。

京 都 市： そのように国から指導を受けている。ここで一番の大きな課題は、料金の問題である。地域水道は、市内中心部と比べて非常に割高な料金で運営されているが、それでも採算が取れず、市が補助金を出して運営している。そのような料金の格差についても解消していく必要があると考えている。

委 員： 簡易水道や小規模水道は、国からの補助金もあるものの、市の一般会計から支出されており不採算である。それが今後水道事業と統合ということになれば料金に影響を与えることになるため、質問させていただいたものである。

委員長： 上下水道というのは、地理的な条件や地域性に非常に大きな影響を受ける。また、高度成長期の住宅開発の中で簡易水道、簡易下水道というものが作られたが、その統合をする際にそれなりのコストが掛かり、そのコストをどのように割り振るかということが非常に大きな問題であることから、その論点について委員から御質問があったものと思われる。

今日は初回なので一般的な説明をしてもらったが、今後は京都市における個別具体的な問題点を検討するための資料を適宜御用意いただきたいと思う。

次の議題に移ることとしたい。

## (2) 上下水道事業について及び(3) その他

事務局： 資料の説明（資料5－2 上下水道料金制度について、3 その他）

委員： 11ページの水道料金の逓増制について、使えば使うほど高くなるものであり、一般的なものと異なる。特に水を多く使う事業をされている、染工場や銭湯などに対する減免制度はないのか。

地下水利用専用水道の増加で8億円の減収になるとのことだが、先般、ある事業者から地下水利用専用水道を活用していけば経費が節減できるという話を聞いた。水道を使おうが使うまいが水道事業者は施設を維持し、供給する準備をしなければならないとのことであり、それは法律で決まっていると思うが、その立法趣旨は誰に対しても公平に水道水を供給すべきという辺りではないかと思う。その趣旨からすると、そういう水道を使わない人のための分まで施設を維持する必要があるのかと個人的には疑問に思う。

乙訓地域では地下水の利用が多く、地盤沈下の問題があった。そのことが乙訓地域に水道を導入する論拠になった。現在の汲み上げ量くらいなら京都市では地盤沈下の問題はないと思うが、そういうことは考える必要はないのか。

京都市： 昭和30年代から40年代の高度成長期に水道の使用量が増加する一方で、水源が確保できずに断水や渇水の問題が起こった。そこから、水の使用を抑制しようということで逓増制が作られ、現在に至っている。委員御指摘のとおり、他の事業とは異なり、馴染みが少ないが、そういう経過を踏まえて現在の制度がある。

伝統産業を支えている染色業を営む企業は、井戸水を汲み上げ下水道に流していることが多く、そのため有収水量と有収汚水量では有収汚水量の方が多くなっている。地下水を汲み上げて工業用水に使われて下水道に流されたものであり、染色業以外にも食品業などで地下水が利用されている。染色業については、伝統産業を守るという観点から市からの補助金をいただき、料金を減免している。今後の料金制度を考えるうえで、この取扱いをどのようにするかということも課題である。

地下水利用は日本の水道界で対策が急がれている。地下水の汲み上げは、法的には、問題が無く、産業用として多くの量が汲み上げられている。問題となるの

は、その汲み上げた水をいろんな装置を用いて水道水に転用した場合で、水道事業に大きな影響がある。汲み上げ規制をすると雑用水の利用にまで規制をかけることとなる。水道水に転用することだけを規制すると水道事業者のエゴ的な発想となる。地下水を広く公のものとし、その利用を許可制にする等、全国的に議論されている。京都では約40の企業等が地下水を利用している。基本の契約だけで装置のメンテナンスの際に一時的に水道水を使うとなると、水道事業者が想定している水量を大きく下回ることとなる。そのことから、水道事業者側からの対抗手段について、当委員会で検討していただければと思う。

京都市では、地盤沈下の問題はない。

委員長： 京都市は地下水が豊富で上質である。そのことが逆に水道事業に関しては悩ましいこととなる。神戸市などでも同様の問題があるかもしれない、似た事例があり、資料があれば提供していただきたい。

委員： 神戸市では地下水を汲み上げて水道を使用しない事業者が増えているので、条例でバックアップ料金のような別の料金体系が可能な状況をスタートさせている。地下水利用専用水道は非常に大きな問題であり、水道事業体が経営努力をしても大口の利用者が水道を使用しなくなったら、その分の料金収入が飛んでしまう。地下水を水道局が供給していれば、その分の料金を回収できるが、そうはなっておらず、水道事業体が公益事業で長期的に投資をしなければならないことを考えると、その投資分を回収できなくなることがある。使用者が全く使わない状況であれば、施設を縮小すれば良いが、水の供給を受けることは約束しておいて、好きなときだけ使うとなると、大口の方の間でも不公平感があるのではないか。企業はコスト意識があり、できるだけ安くということを考えると逓増制の問題ともかかわってくる。地下水の利用が多くなっていることは悩ましい問題である。京都市の場合もこの問題は大きな問題である。京都市で、事業者がどれだけの地下水を使用しているか、どれだけ収入が落ちていくのか資料をいただきたい。

委員長： ただいまの委員の発言は、コメントとして今後の審議のもって行き方の助言であったと思う。資料については、次回以降に準備していただくようお願いする。

### 3 審議

委員長： 事務局に準備していただいた資料に基づいて、現状や制度などについて意見交換を行った。次に、次第の3「審議」に入っていきたいと思う。本日は第1回ということであり、委員の皆様がお持ちの疑問や御感想、今後の審議を行ううえで必要と思われる資料やデータ、検討すべきと考えられる事項などがあると思うので、まずは、これらについて意見交換したいと思う。また、次回以降の準備のために、今後の進め方についての整理もしておきたいと考えている。

まず、意見交換であるが、既に、関連する質疑の中で、京都市の上下水道や本委員会の運営に関する疑問、調べてほしい資料やデータなどについての御発言があったが、改めて、自由に御発言を頂きたい。

- 委 員：他の委員の方にとっても、こういう資料があれば分かりやすいという観点から述べさせていただく。審議事項で挙がっている項目は水道料金を検討するうえで大事なものであるが、京都市の置かれている状況も考える必要がある。基本水量制や基本料金の状況について、各政令指定都市と京都市とを比較して、京都市がどのような状況になっているのかが分かる資料があれば参考になると思うので、事務局に整理していただきたい。
- 委 員：私も同じことをお願いしようと思っていた。本日の資料は実によくできていて、難しい話を上手くまとめている。しかし、これは京都市の実情についてである。恐らく、苦労しているのは他都市も同じである。課題ごとに、他都市ではこのように知恵を絞っているなどという資料があれば議論がしやすいと思う。
- 委 員：今のお話について、日本水道協会の水道料金表というものがある。ここに昨年のものを参考として持参してきた。例年では、毎年8月末に全国の水道事業体に配布している。今年については、3月11日の地震があったので、全国の資料が集まるのが遅れしており、12月中旬くらいに配布する予定である。既に委員会での審議が始まっているので、もし、お許しいただけるなら、昨年の資料で御報告させていただいて、新しいデータが出た際に、改めて御報告させていただきたい。
- 委 員：水道事業の特殊性として遁増制があり、これを見直すに当たって、遁増制を緩やかにすると基本水量や基本料金という最低料金に影響が出ると思う。基本水量が、例えば10立方メートルではなく5立方メートルでもよいのかという議論では、生命維持という観点がある。電話料金や電気料金を滞納したらすぐに止められるが、水道については、ぎりぎりまで待ってくれるということがある。最低限、どれくらいの水量があれば生命維持ができるのかを知りたい。水の使用水量が少ない実情において、今の家族体系での生命維持のために、最低限どれだけ必要かについて御提示いただけだと大変ありがたい。
- 委 員：1人1日3リットルと言われている。
- 京 都 市：基本水量については、一般的な生活をしている場合にはこの範囲で足りるという考え方で定めているが、徐々に使い方が減ってきてている。他都市では、基本水量を設げずに基本料金を定めて、従量料金は1立方メートルから取るところもある。ほかの公営事業の例を見ると、電話料金のように、まず基本料金があり、通話をすればそれに応じて料金を払うものもある。
- 全体として負担をどうするのかという議論であるので、例えば、遁増制をやめるとその減収分を誰が負担するのか、また、基本水量を見直すとその減収分を誰が負担するのかということも御検討いただきたい。理論的には一番理想だと思う制度があっても、今の制度からどのように移行するのかという問題も当然あると思うので、御検討いただきたい。
- 委 員：分かった。
- 委 員 長：ただ今の審議及び施設内容の説明の中でいただいた先生方の御意見・御助言を簡単に整理させていただくと、ひとつは、料金体系で基本水量や基本料金、水量

区画の数、遙増度の在り方等の基本項目があり、それ以外に地下水利用専用水道や加入金、資本維持費等についてどう考えるかという論点があったと思う。「料金制度審議委員会」という名前で委員会が立ち上がったわけであるが、料金制度は、「料金水準」と「料金体系」に大きく分けることができる。「料金水準」は、いわば全体の平均料金を上げるか下げるかであり、上げれば使用量が同じであれば収入が増えるわけである。それとは違って、「料金水準」を維持しておいて、「料金体系」を変えることがある。そうすれば上下水道局の収入額は変わらないが、どういう利用者がコストを負担するかという負担の関係が変わってくる。料金制度を考えるうえで、水準の視点と体系の視点という関連しているが異なる切り口があるというのが、今日の話の1つのポイントであったかと思う。かつ、水準ではなく、体系の方に30年のよどみ、ポイントがあるように拝察した。そのようなことから今後審議をさせていただければと考える。

それに関連して、何人かの先生から御要望があった政令指定都市、近隣都市の比較可能なところについては、先行事例も含めて、資料・データを準備していただきたいたい。

委員から指摘のあった点で、上下水道は、シビル・ミニマムに関わる公益事業であり、純粋な民間企業ではないので、制度の趣旨や経営の視点はもちろん必要だが、あまねくサービスを提供するという観点も必要である。アンケートを実施されているので、そこに含まれている可能性はあるが、こうした観点の資料等あれば、次回提供していただきたい。

先ほど、事務局から提案があったが、市民意見の募集は、今申したような観点からすると是非実施する必要がある。つまり、経営の視点、制度の視点とあるが、上下水道事業は公益事業、ライフラインであり、経営がこうだから、制度がこうだからということだけでは市民の理解が得られない。市民がどのような意識を持っているかも重要である。意見募集の実施主体は、委員会であるということであり、内容について先生方の御意見を踏まえ、その中で段取りを決めていくことになる。

もう一つ大きな論点としては、料金収納サービスがある。口座振替利用者へのサービス、クレジット払制度等についての論点である。スライドの15番を見るとかなりコストが違うのが分かる。いくつかの公共料金が口座振替にすると安くするというのがあるが、これは要するに、コストに差があることから単純に代金に反映させているということかもしれない。事業者側、京都市側から見てもコストの差があるが、利用者側から見ても払い方によって料金が変わってくるというのは、なんとなく社会通念化しているのかもしれない。もう一方、払う側両方の視点を見据えたうえで、議論していく必要があるかと思う。これも市民意見を募集する中で確認することができればと考えている。

資料については、繰り返しになるが、比較可能な他都市、近隣都市から、京都市としては学ぶべきものがあるかもしれない。具体的には、本日、先生から神戸

市の取組、地下水利用への対応について紹介していただいた。そうしたことについて、できるだけ詳しい、ホットな情報を提供していただけたらと思う。

これまで頂戴した御意見、コメントについては、大方その様なことだったかと思う。

委 員： この委員会は、水道料金制度の審議委員会である。ある程度の財政計画、今後京都市の経営がどの様になっていくのかというものがなければ、基本料金や通増制をどうすればいいかといったことを見極める材料がなく、審議しづらいのではないか。

京 都 市： 財政計画については、平成25年度から新たな5箇年計画を策定することとしている。その際に必要な財政支出や収入を見たうえで計画を立てていく。今回の料金制度審議委員会では、料金水準についてはニュートラルな立場に立っていたとき、現行の料金を総枠にしていただいた中で、基本料金、通増制、地下水利用専用水道がどうあるべきかといった体系の部分について御審議いただきたい。御審議いただいた料金体系をベースにし、必要な財政支出について、どれだけ料金をいただくかということについては、経営計画の中で別途京都市として考えていく。

委 員 長： 上下水道の料金制度の問題については、大枠としては現行の法制度があり、その運用を新しい現状に合わせていく。委員会からボールを投げ、それを踏まえて、一般会計がどのようにこの問題に関わってくるかということについて、またそこで考えていくというような関係ということか。

京 都 市： 水道は基本的に独立採算であり、下水についても雨水の部分以外は料金により事業を進めている。料金の水準については、体系とは別に決められるものであり、あくまで在るべき料金体系を御審議いただきたい。どれくらいの料金水準で将来的にも事業が遂行できるかということについては、計画を立てる際に考えていきたい。

委 員 長： 制度の趣旨や独立採算制、料金原価主義に則り、新しい料金体系の在り方を考えることである。

#### 4 今後の予定

委 員 長： 今後の進め方について、京都市はどのような予定を考えているか。

京 都 市： 全体のスケジュールとして、来年12月頃に委員会の意見を取りまとめた「意見書」を提出いただくことを前提に、来年11月頃までに6、7回の委員会を開催いただければと考えている。また、その中で先ほど委員長からも御確認いただいたが、市民意見募集についても検討いただき、実施していただければと考えている。

委 員 長： 当委員会の審議事項や課題を考えると、十分な審議を行うためには、一定回数の委員会を開催していく必要がある。また、そのための準備期間も必要となる。したがって、委員会の全体的なスケジュールとしては、来年の11月頃までに2

箇月に1回のペースで、トータル6、7回開催することとなると思う。そして、来年の12月頃に本委員会の意見書を提出するということで進めていきたいがよいか。（了解）

市民意見の募集は、審議を進めるうえで貴重な材料になるので、是非実施したいと考えている。本委員会が実施主体となるため、具体的な設問や段取りについて、先生方の御意見を十分踏まえたうえで実施したいと考えている。

今後の具体的な日程や各回の検討項目については、事前にたたき台のようなものが必要となると考えており、副委員長と私で相談をさせていただいたうえで、委員会に臨みたいと考えている。よろしいか。（了解）

決定事項については、全て先生方にお諮りし、勝手に決めるとはしない。

最後に何か御発言いただくことがあればお願ひする。

委 員： 主婦としてお聞きしたい。独立採算ということであるが、京都市では琵琶湖から水をもらうために滋賀県に使用料を払っており、大阪市と比較すると水道料金が高くなっている。一方で、大阪市は使用料として京都市より高額の支払にもかかわらず、水道料金が安くなっている、と聞いたがどうか。

京 都 市： 我々は、琵琶湖から疏水を通じて水を引いているが、発電等水道以外の利用もある。それを総じて年間で2億円余りである。それを全て水道が負担したとしても、水量が約2億立方メートルであり、1立方メートル当たり1円になるため、そのことをもって水道料金が高くなっているということはない。水源を確保するためにダムを建設しているような都市であれば、それに対するコストを料金で負担しようとすると高くなる。大阪市も淀川から水を引いており、総じて関西圏では水源を開発する経費は、東京都や福岡市のような割合で掛かっているわけではない。

委 員 長： 次回以降、もっと具体的な数字の裏付けを伴った資料を提供いただけると思う。例えば、1立方メートル当たりの原価や料金などがあれば議論がしやすくなると思う。

京都市には、意見交換の中で必要とされた資料について、次回の委員会に用意し、説明していただくことをお願いする。

次回の委員会は、来年1月頃に開催したいと考えているがどうか。（了解）

最後に、日時や場所の調整について事務局にお願いして、本日の審議委員会を終了する。（了解）

## 5 閉 会